

表示方法について(その4) — 原材料表示をめぐる問題 —

加工食品の一括表示のうち、原材料表示のあり方について検討。

1. 基本ルール
2. 見直しの視点 [充実、簡素化、運用改善]
3. 原材料表示の充実
4. 原材料表示の簡素化
5. 原材料表示の運用改善

1. 基本ルール

○JAS法に基づく加工食品品質表示基準(以下、「加工品表」という。)により、原材料名は、使用した原材料を全て重量順に表示するのが原則。(加工品表第4条(2)ア)

○食品添加物は、それ以外の原材料と分けて記載。(加工品表第4条(2)イ)

○原材料名欄に、アレルギー、遺伝子組換え、原料原産地に関する表示を含む。

名称 スナック菓子

原材料名 ばれいしょ(北海道産・遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、青のり、唐辛子、調味料(アミノ酸等)、(原材料の一部に大豆を含む)

内容量 .. 原材料 食品添加物

賞味(消費)期限 ..

保存方法 ..

製造者 ..

原料原産地表示※)

遺伝子組換え表示※)

アレルギー表示

※)この商品の場合、原料原産地表示及び遺伝子組換えでない旨の表示は任意表示である。

(参考)加工品表における原材料名の表示方法(抜粋、一部要約)

第4条(2) 使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。

ただし、2種類以上の原材料からなる原材料(以下「複合原材料」という。)については、当該複合原材料の原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。

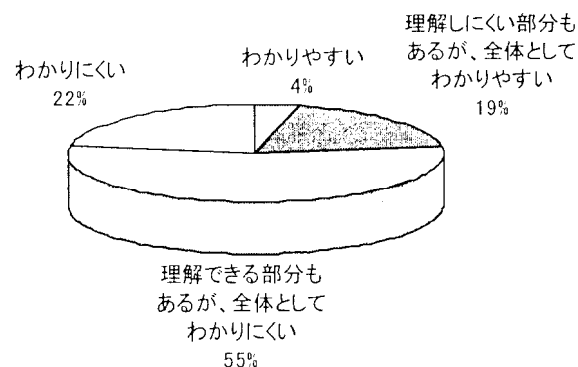
この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなきときは、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

2. 見直しの視点 [キーワード:表示の充実、簡素化、運用改善]

- 原材料表示は、食品の特性を表現する重要なツールで、今後も充実が必要。
- 原材料名の表示は、加工食品の一括表示中最も複雑であり、表示内容も多いことから、「表示全体のわかりにくさ」の大きな要因。
- 加工食品の多様化に伴い、中間原料や多様な形態の原材料が使われ、表示されている用語に難解なものがある。
- 記載順(重量順)の判断、表示すべき原材料の範囲など、運用を改善すべき点がある。

○原材料表示のわかりやすさ(食品の表示のわかりやすさ)に関するアンケート結果(日本生活協同組合連合会(2002.12~2003.1実施))



- 材料別の区分を別立てにする(麺、かやく、調味料など)
- 食品添加物を取り出してまとめる
- 字体やレイアウトを工夫する
etc...